

質問回答

2018年6月18日

「インド国円借款事業形成・実施促進【有償勘定技術支援】」

(公示日:2018年6月6日／公示番号:180143)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	業務指示書第1の 第7 見積価格及び内訳書(5頁)及び第3業務実施上の条件 8. その他留意事項(18頁) 「消費税の扱い」について	消費税の扱いの区分についての特段の表示がありません。 本業務は「成果品の完成(引渡し)を求める業務」として、すべての費目について消費税の課税対象とする通常様式見積書を作成することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 第3業務実施上の条件 8. その他留意事項に、 「(4)適用する約款 本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。」を追記します。
2.	業務指示書 第2 調査の目的・内容に関する事項 3. 本プロジェクトの対象国、主な対象事業、事業実施者 (3)主な対象事業、事業実施者 (12頁)	主な対象事業は形成中及び円借款契約調印直後の案件 10 件程度との事ですが、各案件の実施機関名や所在地の記載がありません。案件実施機関のある各州都へのインド国内線の見積もりのため、現時点で想定される案件の実施機関所在地及び必要渡航回数をご教示いただけましたら幸いです。	業務指示書に記載のとおり、対象案件の詳細は未定となっております。調印直後の案件に関しましては、業務指示書記載の JICA ウェブサイトをご参照ください。なお、現地旅費・交通費については通番号 3. の回答と併せ別見積としてご記載ください。
3.	業務指示書第2 5. 実施方針及び留意事項(2)「現地作業(10回程度、一回7日間程度)」について(13頁)	7日間程度では地方(デリー以外の)案件／実施機関への対応が時間的に厳しいと思われるが、地方での業務はほとんどないという想定でしょうか。	7日間というのは、短期間(3日間程度)・長期間(2週間程度)を平均して、一回7日間程度と想定しております。

以上